

「コンクリート舗装工事の効率化に貢献する技術」に関する公募

1. 公募の目的

コンクリート舗装は、型枠や丁張り等の設置精度等により品質が左右されるとともに、測量等の準備作業や養生にも時間を要し、経済性を欠くとの指摘を受ける一因ともなっている。近年、高さ制御方法に GNSS や TS などの ICT 技術を使用した効率化技術や、短時間でコンクリート舗装版を設置する施工性向上に資する新しい技術が開発されている。これらの技術は、技術ごとに異なる特徴を有しており、現場状況に応じて選定・適用するためには、要求性能や確認方法を設定した上で、出来るだけ同一条件の下で特徴や性能を諸元表としてまとめる必要がある。

そこで、公共工事等における新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）」により、「コンクリート舗装工事の効率化に貢献する技術」を公募するものである。

※「テーマ設定型（技術公募）」とは、現場ニーズに基づき募集する技術テーマを設定し、民間等の優れた新技術（NETIS 登録済み技術を含む）を公募して実現場で活用・評価を行う方式。

2. 公募技術

（1）対象技術

「コンクリート舗装工事の効率化に貢献する技術」

（2）応募技術の条件等

この公募は「公共工事等における新技術活用システム」実施要領に基づき実施するものである。

なお、応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

1) 新技術情報提供システム（以下、「NETIS」という。）登録技術であること。

ただし、本公募への応募と NETIS への登録申請が同時に行われている技術（申請中など）、NETIS 掲載期間が終了した技術を含む。

2) 審査・選定の過程において、審査・選定に係わる者（国土交通省中部地方整備局新技術活用評価会議（以下、「評価会議」という。）、同事務局、並びに委託を受けて（一財）土木研究センター内に設置した当該 WG、同事務局等）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。

3) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。

4) 選定された応募技術について技術内容および試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。

5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。

6) 3. 応募資格等を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

1) 応募者は、以下の2つの条件を満足するものとする。

- ・応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」又は「民間企業」であること。
- ・応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」又は「民間企業」であること。

なお、行政機関(*1)、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等（以下「行政機関等」という）については、新技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者（受注者）になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとする。

(*1)：「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

2) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させることができる者）の規定に該当しない者であること。

並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、郵送又は持参にて提出すること。

(2) 提出（郵送）先

〒110-0016 東京都台東区台東1-6-4

一般財団法人土木研究センター 企画・審査部 テーマ設定型担当 宛

5. 公募期間

2019年8月28日（水）～2019年9月30日（月）（郵送の場合は、当日消印有効）

6. ヒアリング等

提出された応募資料を確認後、ヒアリング等の実施を予定している。

ヒアリングでは、応募資料で不明な点を確認するとともに、経済性などを比較する条件等を設定し、追加で資料の提出を依頼することを予定しているので、予めご了承願いたい。

なお、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等については、各応募者に対して別途通知する。

7. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 3) 本公募への応募と NETIS への登録申請を同時に行う場合、応募締め切りまでに受付登録されていない場合は応募を取り消すものとする。なお、応募により受付登録後の NETIS 登録を保証するものではない。

また、諸元表公表までに NETIS 登録が完了していない場合は諸元表への掲載を保留とするものとし、NETIS 登録完了後に評価 WG において諸元表への掲載を検討するものとする。

8. 応募結果の通知・公表について

(1) 選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知する。

申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

(2) 事後評価結果

選定された技術は、NETIS（維持管理支援サイト）上で公表する。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 試験・調査の実施、結果の提出

(1) 試験・調査実施の有無

応募技術の諸元表に掲載を予定している各種の性能等については、原則、応募者自社の研究所、または、第三者機関等で実施した試験報告書等の結果を用いるものとする。

共通の施工場所での試験施工などの試験・調査の実施については、応募された技術の内容を踏まえて別途判断するものとする。共通の施工場所等で試験・調査を実施する場合には、試験・調査の実施方法等を明示した上で、参加の有無を確認し、実施するものとする。

試験・調査を実施する場合は、国土交通省担当者並びに関係者の立ち会いのもと、実施

する。関係者には審査・選定に係わる者（国土交通省中部地方整備局評価会議、同事務局並びに委託を受け（一財）土木研究センター内に設置した当該 WG、同事務局等）も含まれる。

（2）結果の提出

応募者は、予め指定した方法・提出様式に従い、実施した結果等を提出するものとする。また、必要に応じ試験結果の根拠となる説明資料（客観性を担保する資料）も併せて提出する。

（3）諸元表の評価

各技術の提出された資料により、諸元表を作成する。諸元表は評価会議に諮り、評価を行う。評価された諸元表は、NETIS（維持管理支援サイト）上で公表する。

（4）虚偽・不正があった場合の措置

- 1) 試験の実施、提出資料の内容に、虚偽・不正が認められたとき又は疑いがあるときは、当該技術の NETIS 掲載情報提供を中止する。
- 2) 1) について、国土交通省中部地方整備局又は評価会議が、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等、悪質又は重大であると、判断したときは、当該技術の NETIS 掲載情報を削除するとともに諸元表から除外する。
- 3) 1) 及び 2) に該当する者からの NETIS 登録申請および技術公募への応募は、その受付を拒否することがある。
- 4) 2) に該当した場合は、不正の事実を公表する。

10. 費用負担

（1）応募資料の作成、提出、応募技術の試験の実施及び結果の提出に要する費用は、応募者の負担とする。

（2）国土交通省関係者が立ち会い確認を行う場合、立ち会いに要する費用は国土交通省で負担する。

11. その他

- （1）応募された資料は、技術の選定以外の目的で応募者に無断で使用することはない。
- （2）応募された資料は返却しない。
- （3）選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- （4）募集内容に関する問い合わせなどに関しては、以下で受け付ける。

1) 問い合わせ先および資料提出先

〒110-0016 東京都台東区台東1-6-4

一般財団法人土木研究センター 企画・審査部 テーマ設定型担当 宛

(柴田又は平林)

TEL : 03-3835-3609 (代表)、FAX : 03-3832-7397

E-mail : netis-cpv@pwrc.or.jp

2) 期 間 : 2019 年 8 月 28 日 (水) ~2019 年 9 月 30 日 (月)

(土・日・休日を除く平日の 9:30~17:00 までとする。)

3) 受付方法 : 面談、電話、E-mail にて受け付ける。

以 上